

埼玉県本庁舎 ESCO 事業提案審査要領

埼玉県本庁舎に係る ESCO 提案の審査は、埼玉県本庁舎 ESCO 事業提案選定会議において、次のとおり行う。

なお、これまでに公表している埼玉県本庁舎 ESCO 事業提案募集要項（以下「募集要項」という。）等の内容と相違がある場合は、本提案審査要領の規定が優先する。

1 提案の審査及び選定

(1) 応募資格の確認

募集要項等により、参加表明した応募者の応募資格要件を確認する。

(2) 提案要請

応募資格要件を確認し、条件を満たす応募者に対し、ESCO 提案書の提出を文書等で要請する。

(3) 最優秀及び優秀提案の選定

選定会議において、提案の中から最優秀提案を 1 件及び優秀提案を数件選定する。審査結果は、応募者に文書で通知し、埼玉県（総務部管財課）ホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

2 提案書の審査

選定会議は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」及び「運転管理方針」等について、総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

(1) 応募者からの ESCO 提案書をもとに、企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績等から、提案内容の実行能力を、次の事項を重視して、「表 ESCO 提案審査評価項目」により審査する。

ア 財政的評価事項

- (ア) 15 年間の利益総額が大きいこと。(*1)
- (イ) 契約期間中の各年の県利益がある程度見込まれること。
- (ウ) 光熱水費等削減保証額が高いこと。
- (エ) 資金調達計画が信頼できること。
- (オ) ESCO 事業に係る補助金採択の可能性があること。

イ 環境的評価事項

- (ア) 対象建物全体の省エネルギー率が 9%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること。
- (イ) 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること。
- (ウ) ESCO 設備に起因する環境負荷（騒音、振動、大気汚染物質等）の対策が考慮されていること。
- (エ) 不要となった既存設備の撤去が考慮されていること。

ウ 技術的評価事項

- (ア) 技術提案に具体性・妥当性があること。
- (イ) 工事施工について庁舎の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。
- (ウ) 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること。
- (エ) 既設機器の更新などに係る改修が考慮されていること。
- (オ) 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
- (カ) 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、県に ESCO サービスの提供ができること。

(キ) 契約期間終了後の維持管理について提案があること。

(ク) 提案が全体としてバランスが優れ、プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと。

*1：応募者が提案する事業期間にかかわらず、すべての提案について、ESCO 設備導入後 15 年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15 年間の光熱水費等削減額－契約期間中の ESCO サービス料の総額－契約終了後の県が支出する維持管理費」であり、光熱水費等削減額の算出の基準となるベースラインは、過去 3 年間(H18, 19, 20)の光熱水費支出の単純平均値と設備保守点検業務費（平成 20 年実績）の合計金額とし各社同一とする。ただし、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

(2) 審査結果により、総合得点の最も大きい提案をした最優秀提案者を優先交渉権者とする。その他、上位数社を次選交渉権者として順位を付して選出する。

(3) 審査の過程において、事前にプレゼンテーションの実施を求める。

3 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 募集要項等に違反すると認められる場合

(5) 上記評価事項のうち、次の重要な項目が満足できないこと。

ア 提案に基づく工事施工、運転管理が、埼玉県管理・運営業務に支障がある場合

イ 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合

ウ 工事費用の算出が妥当でない場合

エ 設置場所等を含め、技術提案が明らかに具体性・妥当性を欠く場合

オ 対象建物全体の省エネルギー率が 9%未満の場合

カ 応募者の経営状況や資金調達計画が不良の場合 (*2)

*2：経営状況が 3 期連続赤字（ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに 3 期連続赤字）である場合、又は資金調達予定額が必要費用に達していない場合

表 ESCO提案審査評価項目

【失格条件】 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 提案に基づく工事施工、運転管理が埼玉県の管理・運営業務に支障がある場合
- 2 提案による安全性・信頼性・災害時等の緊急時対応策が明確でない場合
- 3 工事費用の算出が妥当でない場合

評価項目	採点基準	点数	係数	評定点	備考
① 15年間の利益総額が大きいこと。(※1)	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		5		
② 契約期間中の各年の県利益がある程度見込まれること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		3		
③ 光熱水費等削減保証額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		5		
④ 対象建物全体の省エネルギー率が9%以上であり、省エネルギー効果が十分にあること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		5		省エネルギー率9%未満は失格
⑤ 二酸化炭素排出の削減効果が高い等、地球温暖化対策に有効であること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		5		
⑥ 資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 4:信頼性がやや高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い		4		応募者の経営状況や資金調達計画が不良(※2)の場合は失格
⑦ ESCO事業に係る補助金採択の可能性があること。	5:大いにある 4:やや大いにある 3:中程度である 2:やや乏しい 1:乏しい		2		
⑧ ESCO設備に起因する環境負荷(騒音、振動、大気汚染物質等)の対策が考慮されていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		3		
⑨ 不要となった既存設備の撤去が考慮されていること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		4		
⑩ 技術提案に具体性・妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5		設置場所等を含め、明らかに具体性・妥当性を欠く場合は失格
⑪ 工事施工について庁舎の運営・業務に支障のないよう考慮された提案であること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない		5		
⑫ 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない		5		
⑬ 既設機器の更新などに係る改修が考慮されていること。	5:大である 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない		5		
⑭ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない		5		
⑮ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、県にESCOサービスの提供ができること。	5:大である 4:やや大である 3:中程度である 2:やや少ない 1:少ない		4		
⑯ 契約期間終了後の維持管理について提案があること。	5:大いにある 4:やや大いにある 3:中程度である 2: やや少ない 1:少ない		3		
⑰ 提案が全体としてバランスが優れ、プレゼンテーションの内容が分かりやすいこと。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度である 2:やや悪い 1:悪い		3		
評 定 点 合 計 (355点満点)					

(※1) 応募者が提案する事業期間にかかわらず、すべての提案について、ESCO設備導入後15年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「15年間の光熱水費等削減額－契約期間中のESCOサービス料の総額－契約終了後に県が支出する維持管理費」であり、光熱水費等削減額の算出の基準となるベースラインは、過去3年間(H18、19、20)の光熱水費支出の単純平均値と、設備保守点検業務費(平成20年度実績)の合計金額と各社同一とする。

(※2) 経営状況が3期連続赤字(ただし、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が、ともに3期連続赤字)である場合、又は資金調達予定額が必要費用に達していない場合